

第8章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本市の特徴的な景観を構成している建造物や樹木など、本市の魅力ある景観形成を進める上で重要な役割を担うものについて、「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」に指定し、将来にわたり維持・保全していきます。

「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定に向けた方針は、以下のとおりとします。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

本市の歴史文化などが感じられる外観の優れた建造物で、次に示す事項に該当する景観形成上重要なものを景観重要建造物として指定することができるものとします。

■ 指定の方針

○ 次の要件のいずれかに該当する建造物

- ・本市発展の歴史・文化を表し、往時の雰囲気をとどめる建造物
- ・市又は地域のシンボルやランドマークとして、多くの市民に親しまれている建造物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹高があり樹幹が太く、枝ぶりが良好なものなど、地域の象徴となっている優れた樹木で、次に示す事項に該当する景観形成上重要なものを景観重要樹木として指定することができるものとします。

■ 指定の方針

○ 次の要件のいずれかに該当する樹木

- ・市又は地域のシンボルやランドマークとして、多くの市民に親しまれている樹木
- ・外観（樹高や樹形など）に特徴があり、良好な景観形成に寄与する樹木